

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の農林水産商工本部の課中「新産業課」を「国際  
新エネルギー産業振興課」

交流課  
エネルギー・産業振興課」に改め、同項の県土づくり本部の課中「河川砂防課  
水資源対策課」

を「河川砂防課」に改め、同項の経営支援本部の課中「統計調査課  
国際課」を「統計調査課」に改める。

第五条第一項第三号中「置かれた課」の下に「、統括本部における第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、「第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進及び同項」に改める。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 公害に係る紛争処理に関すること。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務の第四号を次のように改める。

四 環境影響評価に関すること。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務中第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削る。

第九条の新産業課の課名の前に次のように加える。

#### 国際交流課

- 一 国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。
- 二 国際協力に関すること。
- 三 旅券に関すること。

第九条の新産業課の分掌事務中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

- 一 新エネルギー関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。

第九条の新産業課の分掌事務中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加え、同課の課名を「新エネルギー・産業振興課」に改める。

- 十 基礎科学・新領域及び科学技術の振興に関すること。

第九条の新エネルギー産業振興課の課名及び分掌事務を削り、同条の雇用労働課の分掌事務の第四号中「高齢者及び女性」を「女性及び高年齢者」に改め、同条の流通課の分掌事務中第二号を削り、同課の分掌事務の第三号中「こと」の下に「（商工課の分掌する事務に関する部分を除く。）」を加え、同号を同課の分掌事務の第二号とし、同課の分掌事務中第四号を第三号とし、同条の商工課の分掌事務の第三号中「の産業の振興」を削り、「こと」の下に「（流通の振興を含む。）」を加え、同課の分掌事務中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

- 十三 貿易の振興に関すること。

第十一条の河川砂防課の分掌事務の第六号中（水資源対策課の分掌する事務に関する部分を除く。）を削り、同課の分掌事務に次のように加える。

十一 水資源開発計画に関すること。

十二 水需給の調査及び調整に関すること。

十三 河川開発事業に関すること。

第十一条の水資源対策課の課名及び分掌事務を削る。

第十三条の国際課の課名及び分掌事務を削る。

第十六条中「国際課に国際戦略室」を「新エネルギー・産業振興課に基礎科学・新領域振興室を、河川砂防課に水資源調整室を、空港・交通課に地域交通対策室」に改める。

第二十一条第二項中「経営支援本部」を「農林水産商工本部」に改め、同条第三項中「、新エネルギー産業振興課にエネルギー管理技術監を」を削り、同条中第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

第二十五条第三項中「において、」の下に「統括本部においては、第一項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援に関する事務の一部を処理し、」を加え、「第一項」を「同項」に改め、「処理し、」の下に「農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進に関する事務の一部を処理し、」を加える。

別表の健康福祉本部の項中「希望の家」を「地域生活リハビリセンター」に、「みどり園  
婦人相談所」を「婦人相談所」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（佐賀県公有財産規則の一部改正）

2 佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「の課」の下に「、統括本部における組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、「組織規則第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改める。

（佐賀県財務規則の一部改正）

3 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「組織（）」の下に「統括本部における組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、」を加え、「組織規則第二十五条第一項」を「同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項」に改め、同条第六号中「粒子線治療推進監」の下に「、国際戦略推進監」を加え、「並びに国際戦略室長」を「、基礎科学・新領域振興室長、水資源調整室長並びに地域交通対策室長」に改める。